

国保税 Q & A

Q 国保税を納付するのはいつからですか？

A 国保税を納めるのは、国保の資格ができたときからで、加入の届出をしたときからではありません。加入の届出が遅れた場合、国保税は国保の資格ができた時点までさかのぼって納めていただきます。

Q なぜ社会保険に加入している世帯主に国保税の納税通知書等が送られてくるのですか？

A 家族に国保加入者がいる世帯では、世帯主が国保税を支払う納税義務者となり、納税通知書や資格確認書、資格情報のお知らせなどは、世帯主宛にお送りします。この場合の国保税額は国保加入者分のみで、世帯主分は含まれていません。

Q 支払った国保税は、所得税や市・県民税の社会保険料控除の対象になるって本当ですか？

A 納められた国保税は、支払った日の属する年の所得税や市・県民税の申告又は、年末調整のときに社会保険料控除の対象になります。詳しくは保険年金課ホームページをご覧ください。

Q 国保に加入している人は、所得の申告が必要ですか？

A 国保に加入している方と世帯主、特定同一世帯所属者は、必ず所得の申告をしてください。毎年2月中旬から3月中旬の確定申告の時期にその年の1月1日に住民票のある住所を管轄する税務署（所得税を納税されている方）又は、市区町村役所（役場）の市区町村民税担当課（所得税が非課税の方や所得がない方）へ所得申告を行っていただき、所得申告完了後、必ず保険年金課まで所得申告が完了した旨をご連絡ください。
なお、会社で年末調整されている方や公的年金収入のみの方、又はその人の扶養になっている方は除きます。
※世帯主宛に届く納税通知書の左下部分【個人別保険税詳細】の『申告』欄に●印（令和7年10月下旬（予定）以降の納税通知書の場合は国民健康保険税個人明細書内『未申告該当』欄に「該当」）が表示されていないかご確認ください。●印（令和7年10月下旬（予定）以降は「該当」）が表示されている人は、未申告もしくは所得照会中の人です。

Q 国保税の支払いが、納期限までに難しいのですが・・・

A 国保税を納期限までに納付できず、お困りの方は、お早めに市役所収納課までご相談ください。分割納付などのご相談をお受けしています。
また、災害など特別な事情がないのに国保税を滞納すると、医療費がいったん全額自己負担となり、後で国保の窓口で保険給付分の支給申請をしていただくことになる場合があります。

Q 納税通知書が2度送られてきたのですが・・・

A 世帯主（擬制世帯主）又は被保険者の前年所得の増減や加入者の増減、世帯構成の変更、各種軽減・減免申請等があり、税額が変更になる場合は、税額変更決定通知書が発送されます。1月2日以降に大和市へ転入された方のうち、前住所地等への調査により前年所得が判明した結果、税額が変更になる場合は、税額変更決定通知書を発送することがあります。

Q 社会保険に加入しましたが、国保税はどの分まで納めればよいのですか？

A 社会保険等に加入した場合、国民健康保険をやめる手続きが必要になります。この手続きにより、いったんその年度の3月分までで計算されていた課税額を実際に加入していた月数で再計算をし、税額が変更となる場合には手続きをした翌月に税額変更決定通知書をお送りします。税額変更決定通知書が届くまでに納期限を迎える納付書は、一旦変更前の金額でお納めください。変更後の課税額が既に納付のあった額より多い場合、差額分の納付書が同封されていますので、そちらでお納めください。また、変更後の課税額が既に納付のあった額より少ない場合、市税に未納があれば後日還付となります。1期（1回）あたりの税額がその月の国保税と一致しているわけではありません。脱退手続きが完了しても国保税の納付が必要となる場合があります。

Q 住民税が非課税でも、国保税は払う必要があるのですか？

A 国民健康保険は、病気やケガなど、もしもの時のために加入者皆様で国保税を出し合い、もしもの時の医療費を助けあう制度ですので、収入のない方でも国保税を負担していただく必要があります（一定の所得以下の世帯には国保税の軽減措置が適用されます）。国保税を滞納すると、保険給付が制限されることがあります。安心して医療が受けられるよう、納付にご理解ご協力をお願いします。

国保に加入するとき、やめるとき

次のようなときは、必ず14日以内に市役所保険年金課まで届出をしてください。
マイナポータル（ぴったりサービス）からオンライン申請ができます（※以外）。

オンライン申請
手続き一覧▶



	こんなとき	届出に必要なもの
加入するとき	ほかの市区町村から転入してきたとき	（事前に市民課で転入手続きが必要です。）
	職場の健康保険をやめたとき	社会保険資格喪失証明書 ない場合は、離職票、退職証明書（いずれか1点）
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	社会保険資格喪失証明書（扶養離脱証明書）
	子どもが生まれたとき	（事前に市民課で出生の届出が必要です。）
	生活保護を受けなくなったとき	保護決定通知書
やめるとき	ほかの市区町村に転出するとき	（事前に市民課で転出手続きが必要です。） ※施設入所や修学に伴う転出の場合はご相談ください。
	職場の健康保険に加入したとき	職場の健康保険から交付される資格確認書・資格情報のお知らせ・資格取得証明書（いずれか1点）
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	職場の健康保険から交付される資格確認書・資格情報のお知らせ・資格取得証明書（いずれか1点）
	国保の被保険者が死亡したとき（※）	（事前に市民課で死亡の届出が必要です。）
	生活保護を受けるようになったとき（※）	保護決定通知書または生活保護受給者証
その他	大和市内で住所が変わったとき	（事前に市民課で転居手続きが必要です。）
	世帯主や氏名が変わったとき	（事前に市民課で変更手続きが必要です。）
	世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	（事前に市民課で変更手続きが必要です。）
	資格確認書が資格情報のお知らせをなくしたとき、または汚れて使えなくなったとき	本人確認書類

・窓口でお手続きをする場合は、本人確認書類（マイナンバーカード・免許証・パスポートなど）をお持ちください。
・別世帯の方が届出をする場合は、上記に加えて委任状をお持ちください。

マイナ保険証について

令和6年12月2日以降、マイナンバーカードと健康保険証が一体化し、マイナ保険証の利用を基本とする仕組みに移行されました。マイナ保険証をお持ちの人は、受診の際にマイナ保険証を医療機関にご提示ください。

マイナンバーカードに健康保険証の機能を一体化させるにはどうしたらいいの？



マイナポータルやセブン銀行ATMのほか、医療機関・薬局の受付に設置されている顔認証付きカードリーダーからの利用登録が必要です。



マイナンバーカードを持っていない人や、マイナンバーカードに健康保険証の利用登録をしていない人は、どうすればいいの？



マイナ保険証を保有していない人や、マイナンバーカードを紛失した人には、資格確認書を交付します。受診の際は資格確認書を医療機関にご提示ください。



マイナ保険証で受診するときはどうやるの？



医療機関などの受付でマイナ保険証をカードリーダーに置き、顔認証または暗証番号で本人確認を行い、オンライン資格確認を受けてください。



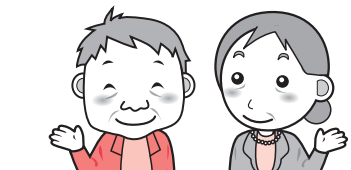
国保税

納めて安心健康家族

大和市 令和7年度

誰もが安心して医療を受けられるよう、全ての人が何かしらの医療保険に加入しなければなりません。健康に自信があっても、思いがけない病気や事故によって医療機関での治療などを受けることになった場合、健康保険に加入をしていないと、高額な医療費が請求されることになります。国民健康保険は、いくつかある医療保険のうちの一つで、職場の健康保険、後期高齢者医療制度等に加入していない人は、住所地の国民健康保険に加入する必要があります。加入者皆様で国民健康保険税（以下「国保税」という。）を出し合い、もしもの時の医療費を助けあう制度です。国保税を滞納すると、保険給付が制限されることがあるので、納期限内に納めるようにしましょう。

●国保加入者●



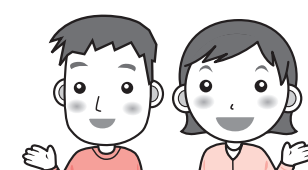
65歳以上75歳未満

（一定の障害のある方を除く）
（介護保険制度の第1号被保険者）



40歳以上65歳未満

（介護保険制度の第2号被保険者）
※介護保険制度で対象となる特定疾病により介護が必要になったとき、市の認定を受け、介護保険サービスを利用できます。



40歳未満

医療給付費分・後期高齢者支援金等分のみを国保税として納めます。

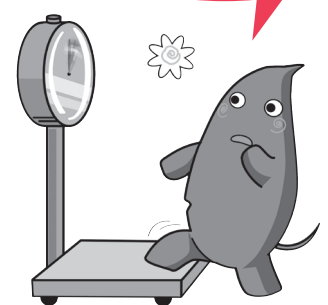
医療給付費分・後期高齢者支援金等分は国保税として、介護納付金分は介護保険料として別々に納めます。年度途中で65歳になる場合、介護納付金分は予め65歳到達日（誕生日前日）の前月までで計算します。年度途中で75歳になる場合、医療給付費分・後期高齢者支援金等分は、予め75歳到達日（誕生日）の前月までで計算します。

医療給付費分・後期高齢者支援金等分と介護納付金分とを一括して国保税として納めます。年度途中で40歳になる場合、40歳到達日（誕生日前日）の翌月に税額変更通知（介護納付金分の増額）を送ります。

詳しくは左の二次元コードを読み取って医療健康課のHPを見てね！



医療健康課HP



大和市イベントキャラクター「ヤマトン」

●お問い合わせ先●

国保税・給付について	保険年金課	046(260)5114・5115
後期高齢者医療制度について	保険年金課	046(260)5122
特定健診について	医療健康課	046(260)5662
介護保険制度について	介護保険課	046(260)5169
要介護認定の申請について	介護保険課	046(260)5623
納税相談・口座振替について	収納課	046(260)5242・5240



←大和市HP
トップページ



←保険年金課HP(国民健康保険税)
トップページ

令和7年度の国保税の改定内容について

1. 賦課限度額が変更（地方税法の改正）

変更前	医療分	支援金分	介護分
賦課限度額	65万円	24万円	17万円

→

変更後	医療分	支援金分	介護分
賦課限度額	66万円	26万円	17万円

2. 低所得者層に対する軽減判定の所得基準が変更（地方税法の改正）

低所得者層への負担を軽減するため、一定の所得以下の世帯に対して、均等割額と平等割額を軽減する制度があります。
※申請は必要ありません。
※ただし世帯主と世帯内の国保被保険者に所得未申告者がいる場合、軽減は適用されません。令和7年1月1日に住民票のある住所を管轄する税務署（所得税を納税されている方）又は、市区町村役所（役場）の市区町村民税担当課（所得税が非課税の方や所得がない方）へ所得申告を行っていただき、所得申告完了後必ず保険年金課まで所得申告完了した旨をご連絡ください。

変更前	世帯全体の所得（※）
7割	43万円＋10万円× （給与所得者等の数－1）
5割	43万円＋10万円× （給与所得者等の数－1）＋ 29万5千円×被保険者数
2割	43万円＋10万円× （給与所得者等の数－1）＋ 54万5千円×被保険者数

→

変更後	世帯全体の所得（※）
7割	43万円＋10万円× （給与所得者等の数－1）
5割	43万円＋10万円× （給与所得者等の数－1）＋ 30万5千円×被保険者数
2割	43万円＋10万円× （給与所得者等の数－1）＋ 56万円×被保険者数

※軽減の判定は4月1日時点で判定（4月2日以降に納税義務が発生した場合はその時点で判定）
※国民健康保険に加入していない世帯主（擬制世帯主）の所得も含めて判定（被保険者数には含めない）
※特定同一世帯所属者（国民健康保険から移行した後期高齢者）の所得及び人数も含めて判定
※昭和35年1月1日以前生まれの方の公的年金に係る所得については最高15万円を控除して判定
※譲渡所得については特別控除前の金額で判定
※専従者控除の適用はなく、専従者給与は専従者給与支払者の所得として判定
※給与所得者等とは、一定額（55万円）を超える給与収入を有する者又は一定額（令和7年1月1日時点で65歳未満は60万円、65歳以上は110万円に特別控除15万円を加えた125万円）を超える公的年金等の支給を受ける者をいう
※「給与所得者等の数－1」が0未満になる場合は、0とする

国保税
の決め方

3つの各税率などで
計算された合計額が、
1年間加入した場合の
国保税となります。

均等割額 世帯の加入者数に応じて計算	
加入者数 × 税率	
医療給付費分(加入者1人あたり)	24,600円
後期高齢者支援金等分(加入者1人あたり)	10,200円
介護納付金分 (40歳以上65歳未満の加入者1人あたり)	12,600円

平等割額 1世帯につき課税	
1世帯あたり × 税率	
医療給付費分	25,200円
後期高齢者支援金等分	10,200円
介護納付金分 (40歳以上65歳未満の加入者がいる世帯)	9,000円

国保税の計算例

5人世帯（世帯主・妻・子・子・父）が4月から翌年3月までの1年間加入した場合
世帯主（44歳）…… 給与収入額 500万円（給与所得額356万円）
妻（38歳）…… 給与収入額 90万円（給与所得額35万円）
子（12歳）…… 収入なし
子（5歳）…… 収入なし 未就学児
父（73歳）…… 年金収入額 200万円（雑所得額90万円）

医療給付費分(国保加入者全員に課税されます)

A

所得割額 世帯主(356万円－43万円)×7.80%＝244,140円

D

軽減額 未就学軽減 1人×12,300円＝12,300円
妻(35万円－43万円)×7.80%＝ 0円(※)
父(90万円－43万円)×7.80%＝ 36,660円

B

均等割額 加入者全員 5人×24,600円＝123,000円

C

平等割額 1世帯 25,200円 合計

A

＋

B

＋

C

－

D

＝416,700円

後期高齢者支援金等分(国保加入者全員に課税されます)

A

所得割額 世帯主(356万円－43万円)×2.95%＝ 92,335円

D

軽減額 未就学軽減 1人×5,100円＝5,100円
妻(35万円－43万円)×2.95%＝ 0円(※)
父(90万円－43万円)×2.95%＝ 13,865円

B

均等割額 加入者全員 5人×10,200円＝ 51,000円

C

平等割額 1世帯 10,200円 合計

A

＋

B

＋

C

－

D

＝162,300円

介護納付金分(40歳以上65歳未満の加入者に課税されます)

A

所得割額 世帯主(356万円－43万円)×2.70%＝ 84,510円

B

均等割額 対象者全員 1人×12,600円＝ 12,600円

C

平等割額 1世帯 9,000円 合計

A

＋

B

＋

C

＝106,110円→106,100円
(100円未満切捨て)

※基礎控除を引いた後の課税総所得金額が0円以下の場合は所得割額は0円となります。

国保税額

416,700円＋162,300円＋106,100円＝685,100円

(医療分) (支援金分) (介護分) (全体分)

緩和措置について

75歳以上の方は後期高齢者医療制度に移行し、新制度の保険料を納めることになります。それに伴い、国民健康保険に加入する方の国保税負担が急に増えることがないように、次のような緩和措置があります。

- 国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人（特定同一世帯所属者という）と国民健康保険加入者が混在する国保単身世帯 ※申請不要
→医療分、支援分の平等割額は最初の5年間が半額、その後3年間が4分の1減額。
- 被用者保険から後期高齢者医療制度に移行した人に扶養されていた65歳以上の国保加入者（旧被扶養者という。）がいる世帯 ※申請必要
→旧被扶養者の所得割額は課税されず、均等割額は2年間が半額。国保単身世帯は平等割額も2年間半額となります。

非自発的失業者の方の軽減措置について <申請必要>

倒産、解雇など（特定受給資格者）や、雇い止めなど（特定理由離職者）により離職された方は、国保税が軽減される場合があります。

- 軽減対象となる条件
- 1. 離職日に65歳未満であること（離職時点の年齢が満64歳以下）
- 2. 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知をお持ちの方で、その離職理由コードが「11」,「12」,「21」,「22」,「23」,「31」,「32」,「33」,「34」であること（雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者として失業給付を受ける方）

○対象期間は離職日の翌日から翌年度末までの期間です。

○適用となった場合、軽減対象被保険者の前年の給与所得を30/100とみなして、国保税の算定を行います。

産前産後の被保険者への軽減措置について<申請必要>

出産する被保険者の国保税の所得割額と均等割額が、産前産後期間相当分免除されます。

- 軽減対象となる条件
- 1. 出産者が産前産後期間に大和市の国民健康保険の被保険者であること
- 2. 妊娠85日以上の分娩であり死産、流産（人工妊娠中絶を含む）及び早産も対象

○軽減対象期間は単胎妊娠（出産）の場合は出産予定日（出産日）が属する月の前月から出産予定日（出産日）の翌々月までの4か月、多胎妊娠（出産）の場合は出産予定日（出産日）が属する月の3か月前から出産予定日（出産日）の翌々月までの6か月。

○出産被保険者の産前産後期間にかかる所得割額・均等割額を軽減の上、国保税の算定を行います。

未就学児の軽減について <申請不要>

国民健康保険に加入する未就学児の均等割額を5割減額します。
一定の所得以下の世帯における均等割額の軽減が適用される世帯に属する未就学児の均等割額については、当該軽減後の均等割額をさらに5割減額することとなります。
※未就学児とは、6歳に達する日以後最初の3月31日以前（小学校入学前）である被保険者のことです。

国保税減免制度 <申請必要>

災害や盗難などにより財産の損害を受けた方、病気や事業の廃止などにより収入が著しく減少した方、刑事施設等に収容されている期間がある方は、申請により国保税が減免される可能性がありますので、お問合せください。

このようなとき	必要書類	減免内容
1. 災害や盗難などにより財産の損害を受けたとき（前年世帯所得600万円以下）	●減免申請書 ●り災証明書	前年の所得額・被害の程度によって所得割額・均等割額・平等割額の12.5%～100%の額
2. 病気や事業の廃止などにより収入が著しく減少したとき	●減免申請書 ●収支状況調書 ●質問票 ●世帯全員の収入（給与、年金、売上、雇用保険、傷病手当、こども関係手当など）が分かる資料 ●世帯全員の預金通帳 ●市税、年金等の領収書 ●家賃支払額が分かるもの etc…	生活保護水準（生活保護法の最低生活費）に対する世帯の収入状況によって所得割額の40%～100%の額
3. 刑務所もしくは矯正施設などに収監されている期間があるとき	●減免申請書 ●在所証明書	所得状況にかかわらず、入所対象者の入所日の翌月～出所日の前月に相当する額

※3.を除き、減免を受けようとする月の納期限までの申請が必要です。申請があった月以降に納期限を迎える国保税が減免の対象となります。
※国保税の減免を受けるためには、世帯主を含む国民健康保険加入者全員の所得が判明していることが必要となる場合があります。（未申告の方は、必ず所得の申告を行ってください。）
※すでに他の軽減が適用されていて、対象外になる場合があります。
※世帯主が変わられた場合は、再度申請していただく必要があります。

国保税の納め方

年度の途中で加入した方や特別徴収（年金天引き）の方等を除き、6月から翌年3月までの10回に分けて納めていただきます。（年度途中で加入した方は届出月翌月～翌年3月までの分割払い）。1期（1回）あたりの税額がその月の国保税と一致しているわけではありません。
加入者の増減や所得の修正等により、年度途中で税額が変更になる場合があります。その際は、税額変更決定通知書を送付します。

- 納付書支払い…コンビニエンスストアや金融機関窓口などに納付書を持参して納付
- 口座振替 …… ご指定の口座から納期限の日に引き落とし
便利で納め忘れのない口座振替をぜひご利用ください。お申し込みは、金融機関または市役所収納課まで。
- スマホアプリ「モバイルレジ」 …… インターネットバンキングやクレジットカードを利用して納付
- スマホアプリ「PayPay 請求書払い」「d払い 請求書払い」「J-Coin 請求書払い」「au PAY（請求書支払い）」「楽天ペイ（請求書払い）」「楽天銀行コンビニ支払サービス」を利用して納付

※ご利用にあたっては、注意事項など最新の情報を大和市ホームページや各アプリのサイトを確認してください。

- 特別徴収（年金天引き）…4月、6月、8月、10月、12月、2月の年金支給日に納付

特別徴収（年金天引き）について

65歳以上75歳未満の世帯主の方であって、次の①～④のすべてに当てはまる方は原則、年金から国保税を差し引いて納めていただくこと（特別徴収）になります。（ただし、口座振替による納付を継続している方を除きます。）特別徴収の条件に当てはまる方で口座振替をご希望の方は、保険年金課までご連絡ください。（ただし、特別徴収を中止し、口座振替に変更するには時間がかかります。）

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収額			本徴収額		
前年度の2月本徴収額と同額			決定税額と仮徴収額の差額を割り振り		

前年度、特別徴収ではなかった方の仮徴収額は、4月上旬に発送する仮徴収額決定通知書をご確認ください。

- ①世帯主が国民健康保険の被保険者となっている
- ②世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が65歳以上75歳未満である
- ③世帯主の介護保険料が特別徴収となっている
- ④特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、国保税が介護保険料と合わせて、年金額（※）の2分の1を超えていない

※複数の年金を受給しているかたは、政令等で定める最も優先順位の高い年金の金額となります（複数年金の合計額ではありません）。
<優先順位（参考）> 1位老齢基礎年金→2位老齢退職年金→3位障害年金→4位遺族年金 など

2

3

4